

○国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ課題解決教育履修 証明プログラム規程

〔令和 6 年 9 月 12 日〕
6 規 則 第 19 号

改正 令和 7 . 3 . 27 6 規則 49

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人埼玉大学における特別の課程に関する規則（以下「特別の課程規則」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育機構及びダイバーシティ推進センター（以下「センター」という。）が共同して開設する埼玉大学ダイバーシティ課題解決教育履修証明プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関する事項は、特別の課程規則その他関係規則等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 プログラムは、ダイバーシティに関する課題解決の基礎的な能力等を養うことを目的とする。

(実施体制)

第 3 条 プログラムの代表部局長は、ダイバーシティ推進センター長（以下「センター長」という。）とする。

2 プログラムの編成及び実施並びにその評価及び改善、履修証明書の交付等を行うため、センターに、ダイバーシティ課題解決教育履修証明プログラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 委員会に関する事項は、別に定める。

(プログラムの編成)

第 4 条 プログラムは、本学が開設する授業科目により編成する。

2 プログラムの総時間数は、90 時間とする。

(履修資格)

第 5 条 プログラムを履修できる者は、国立大学法人埼玉大学学則第 33 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者とする。

(定員)

第 6 条 プログラムの定員は、委員会の議を経て、センター長が定める。

(履修の開始時期及び期間)

第 7 条 プログラムの履修開始の時期は、学年又は学期の始めを原則とし、履修期間は、2 年以内とする。ただし、センター長が特別の事由があると認めた場合は、履修期間を延長することができる。

(受講料)

第 8 条 受講料は、39,200 円とする。

2 別表に記載された科目を履修する際に、科目等履修生として履修許可を受けた場合の受講料は、前項の受講料から 1 科目当たり 9,800 円を減じる。

(出願手続)

第 9 条 プログラムの履修を希望する者は、次の書類により、センター長に願い出なければならない。

- (1) 履修申請書 (所定の様式)
- (2) 履歴書 (所定の様式)
- (3) その他センター長が必要と認める書類

2 プログラムの出願期間は、別に定める。

(履修の許可)

第 10 条 センター長は、前条の規定により願い出があった者の履修の可否を委員会の議を経て決定し、その結果を当該願い出があった者に通知するものとする。

2 プログラムの履修を許可された者 (以下「履修生」という。) は、指定の期日までに受講料を納付しなければならない。

(履修許可の取消し)

第 11 条 履修生で、次の各号の一に該当する者は、委員会の議を経て、センター長が履修の許可を取り消すことがある。

- (1) 指定の期日までに受講料を納付しなかった者
- (2) 本学の秩序を乱し、又は履修生としてふさわしくない言動等があった者

(履修の中止)

第 12 条 履修生は、履修期間中に履修を中止しようとするときは、センター長に願い出なければならない。

2 センター長は、前項の規定による願い出があったときは、委員会の議を経て、これを許可する。

(修了認定、履修証明書及びデジタル学修歴証明)

第 13 条 センター長は、別表に定める履修方法により 90 時間履修した者に対し、委員会の議を経て、修了を認定する。

2 センター長は、前項の規定により修了を認定した者に対し、履修証明書の交付及びデジタル学修歴証明の発行を行うものとする。

3 履修証明書の再交付は、プログラムを修了した者からの申出に基づき行うものとする。

4 教育機構長は、前項に規定する再交付に対応できるよう、学位課程の学生に関する記録に相当するものを作成し、保存するものとする。

(事務)

第 14 条 プログラムに関する事務は、学務部全学教育課及び研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。

附 則 (令和 7. 3. 27 6 規則 49)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

ダイバーシティ課題解決教育履修証明プログラム編成科目

科目分類	授業科目名	必選別	時間数
ダイバーシティ 総論	ダイバーシティ論入門	必修	22.5
	ジェンダー論入門		22.5
ダイバーシティ 各論	A L 2（「多様な性」と出会う）	選択	22.5
	A L 2（男女共同参画社会を考える）		22.5
	A L 2（ダイバーシティ福祉論）		22.5
	A L 2（家族とダイバーシティ）		22.5
	A L 2（経済社会とジェンダー）		22.5
	A L 2（ダイバーシティから考える インクルーシブリーダーシップ）		22.5
	A L 2（医療・身体とジェンダー）		22.5
	A L 2（ダイバーシティ社会における ケアリング）		22.5
	A L 2（地域社会と出会う）		22.5
	A L 2（障害と社会）		22.5
	A L 2（ダイバーシティ社会を作る）		22.5

このプログラム編成科目の中から必修科目 2 科目を含め、4 科目を履修すること。